

平成24年第3回
河内町議会定例会会議録 第2号

平成24年9月11日 午前10時07分開議

1. 出席議員 12名

1番	雑賀	茂君	2番	雑賀	正光君
3番	服部	隆君	4番	廣瀬	裕君
5番	野澤	良治君	7番	星野	初英君
8番	篠田	英一君	9番	牧山	龍雄君
10番	福智	正之君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

6番	青野	正君
11番	大野	佳美君

1. 出席説明員

町	長	野高	貴雄君
総務課	長	小川	輝文君
企画財務課	長	秋山	豊君
都市整備課	長	石山	正光君
秘書広聴課	長	関口	富士子君
経済課	長	羽田	健二君
教育	長	石山	眺君
教育委員会事務局	長	藤井	俊一君
教育委員会事務局	参事	萩原	治夫君
町民課	長	椿	法男君
福祉課	長	沼崎	繁君
福祉課	参事	大槻	正己君
出納室	長	藤ヶ崎	勇一君
子育て支援課	長	岩橋	弘君

1. 出席事務局職員

議会事務局	参事	林	博行
-------	----	---	----

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成24年9月11日(火曜日)

午前10時07分開議

議事日程

日程1. 議員派遣の件

日程2. 一般質問

日程3. 議案第1号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程4. 議案第2号 平成24年度河内町一般会計補正予算(第3号)

日程5. 議案第3号 平成24年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程6. 議案第4号 平成24年度河内町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程7. 議案第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

日程8. 議案第6号 河内町教育委員会委員の任命について

日程9. 議案第7号 河内町教育委員会委員の任命について

日程10. 議案第13号 河内町教育委員会委員の任命について

日程11. 認定第1号

(1) 平成23年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定

(2) 平成23年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

(3) 平成23年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

(4) 平成23年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

(5) 平成23年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定

(6) 平成23年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第2号

平成23年度河内町水道事業会計決算の認定

日程12. 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願について

日程13. 議員提出議案第1号 教育予算の拡充を求める意見書について

日程14. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程15. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 議員派遣の件

日程2. 一般質問

- 日程 3 . 議案第 1 号
 - 日程 4 . 議案第 2 号
 - 日程 5 . 議案第 3 号
 - 日程 6 . 議案第 4 号
 - 日程 7 . 議案第 5 号
 - 日程 8 . 議案第 6 号
 - 日程 9 . 議案第 7 号
 - 日程10 . 議案第13号
 - 日程11 . 認定第 1 号
 認定第 2 号
 - 日程12 . 請願第 1 号
 - 日程13 . 議員提出議案第 1 号
 - 日程14 . 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
 - 日程15 . 常任委員会の閉会中の事務調査の件
-

午前 1 0 時 0 7 分開議

議長（廣瀬 裕君） おはようございます。

ただいまより平成24年第 3 回河内町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は10名であります。6 番青野 正君、11番大野佳美君より欠席届が提出されております。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、金子由夫氏外 4 名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでございますので、ご承知くださるようお願いいたします。

議長（廣瀬 裕君） 日程 1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第122条第 1 項により、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、そのように決定いたしました。

議長（廣瀬 裕君） 日程 2、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表のとおり質問を許します。

1、空き家対策については、雑賀 茂君からの質問です。

2、安心・安全を実感できる健康福祉について、住民サービスについて、医療費の適正化については、星野初英君からの質問です。

3、県における米の放射能物質の検査については、宮本秀樹君からの質問です。

4、学校教育の取り組みについて、障害福祉については、牧山龍雄君からの質問です。
初めに、雑賀 茂君、登壇願います。

〔1番雑賀 茂君登壇〕

1番（雑賀 茂君） おはようございます。1番雑賀 茂君でございます。通告いたしました1件について質問させていただきます。

最近、全国的な傾向であろうと思いますが、河内町においても、家は存在するが、だれも住んでいないという実態が見受けられるようになってきております。何か物寂しい思いを感じざるを得ません。その要因として、経済の低迷、職住近接の問題、家族のライフスタイルの変化、少子高齢化の進展等々、社会的要因あるいは個人的要因が考えられます。そして、その結果として、だれも済まない空き家が発生するという構図が考えられます。

町民の方々から、空き家が近所にあるのだが、家も荒れ放題、樹木の枝も民地や道路に垂れ下がって不安である、とあって、直接所有者等に話すのも言いづらいので、何とかできないかという声を耳にすることがございます。

行政当局においても、制度化し、個人の財産に立ち入ることは限界があるとは思いますが、もし仮に建物あるいは樹木等の管理が行き届かず、このことが原因で事故が発生し、他人に損害を与えた場合は、空き家の所有者、敷地の所有者、もちろん管理者も責任を問われることになりかねません。高齢化が急速に進展する中で、河内町においても空き家等が増加することも今後予想され、行政の新たな課題として表面化してくるものと思います。

空き家、樹木等については、相隣関係として当事者が解決するのが原則とは思いますが、前述いたしましたように、感覚的に割り切れないものがあり、個人の財産権と空き家周辺の居住環境をどのように調整していくか、そして、安心して暮らせるまちづくりのため、行政の対応が必要だと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

そこで、まず、第1点目として、空き家、樹木等の問題等について、苦情、意見、要望等、これまでにあれば、その内容と件数についてお伺いいたします。

2点目として、そのときの対応は、どのようになされましたか。課題あるいは不都合な点等はなかったでしょうか。

3点目として、住民の側、行政の側、それぞれ問題を解決していく上で必要なことは、判断する基準である根拠がなくてはなりません。空き家あるいは樹木等が放置され管理不全となると、健全な生活環境を阻害したり、犯罪を誘発したりするおそれがございます。そこで、安全・安心な生活環境を守るための制度化、すなわち条例の制定につき、その意思があるかどうかお伺いをいたします。できないのであれば、その理由を明確にお伺いします。できるのであれば、いつの議会に上程するのか。この条例については、予算措置等

は不要であり、時間はそれほどかからないと思慮いたしますが、担当課長の見解をお伺いいたします。

ちなみに、河内町の行政は、決断と実行、そして、将来を見据えた先見性、後追い行政ではなく先取り行政で、その実効性がこれまで積極的に担保され、町民からの評価も得ておるところでございます。

以上につき、再質問はいたしませんので、順番に明快なるご答弁をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（廣瀬 裕君） 小川総務課長。

総務課長（小川輝文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消防、防犯、あるいは交通等で、総務において扱った空き家に関する苦情処理については、最近では、平成22年度に1件発生しております。それについては、火災跡でありまして、2回ほど改善の依頼を所有者に通知してございます。

それと、ちなみに空き地の草等に関しましては、年に1件から、多くても3件程度でございます。これも、所有者に改善をするようにということで通知を出してございます。多くは改善されるんですが、そのままになってしまう部分もございます。

総務は以上です。

議長（廣瀬 裕君） 石山都市整備課長。

都市整備課長（石山正光君） 同じく、都市整備課に寄せられました空き家に関するこれまでの苦情等について、お答えいたします。

空き家になっている土地から木の枝がはい出して道路の見通しが悪くて危険であるという要望が、昨年度から今年度にかけて2件ほどありました。また、これは主に空き地になっている土地についてですけれども、隣の土地の雑草が繁茂して困っていると、役場から土地の所有者に注意してほしいという要望が、昨年度8件、今年度は、これまでに18件寄せられています。要望してこられた方は、区長さんであったり、個人の方であったりと、いろいろでございます。

その対応でございますが、どちらの場合も、土地の所有者あるいは管理者に、寄せられました要望と、土地の管理は所有者、管理者の責任において行うものであるので、樹木の伐採、除草等を行ってほしい旨の文書を出しております。

木の枝については、通知直後に伐採されまして、雑草につきましては、年が改まって同じ時期に再度要望ということはありませんでしたが、通知後、まだ刈ってくれないので困るというような事例はありませんでした。

続きまして、3点目の条例の制定の意思ということでございますけれども、全国的に空き家がふえているのは事実でございますので、その対策といたしまして、空き家の所有者に適切な管理を求める、いわゆる空き家管理条例を制定する自治体もふえております。全国で31自治体、茨城県では牛久市で制定しております。

その内容は、管理の不十分な所有者に適切な措置をとるよう勧告、命令を行いまして、従わない場合は所有者名を公表するというのが一般的なようです。

これらの条例を見てみますと、いわゆるペナルティーとして、勧告に従わない場合は所有者の氏名の公表のみと実効性に乏しいものであること、中には倒壊のおそれのある建物を行政代執行で撤去する条項を盛り込んだ自治体もあるようですが、空き家とはいいまして所有者の財産でありまして、そこには所有権や財産権があることから、行政代執行の是非や、民家、民地に公費を投入することの是非など、クリアしなければならないさまざまな問題がまだあります。

そして、現在、町で対応している方法で特に不都合な点はないという理由から、現時点では空き家管理条例を制定する予定はございません。

以上でございます。

議長（廣瀬 裕君） 次に、星野初英君、登壇願います。

〔7番星野初英君登壇〕

7番（星野初英君） おはようございます。7番星野初英です。通告に従いまして一般質問をいたします。今回は、3点、質問いたします。

一つ、安心・安全を実感できる健康福祉についての質問をいたします。

初めに、脳脊髄液減少症の取り組みについて伺いたいと思います。

脳脊髄液減少症とは、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、交通事故を初め、転倒やスポーツ外傷、体に強い衝撃を受けたことなどが原因で脳脊髄液が漏れて髄液が減るため、大脳や小脳が下がり、脳と頭蓋骨をつないでいる神経や血管が引っ張られ、脳の機能が低下するため、頭痛や目まい、記憶力低下、だるさなど、多彩な病状が複合的に出る疾患のことです。

この病気は社会的にも認知度が低く、全国的にも診断や治療を行う医療機関が少ないため、病状が似ている起立性調節障害やストレスから来るものとか、精神的なもの等と診断されてしまう場合があります。

特に子供の場合は横になり安静にしていると脳脊髄液がすぐに再生されることもあり、大人に比べ脳脊髄液減少症と判断されにくく、この病気を知らない学校関係者等、周囲の理解が得られず、怠け病とか仮病などと思われてしまい、ぐあいが悪くて学校に行けなくても不登校と判断されてしまう場合があります。

また、子供の発症のきっかけとなる場所は、学校施設内が多く、廊下や階段等で転倒や衝突、体育の授業や部活動中が挙げられます。

今年度から武道が必修化となり、さらなる子供の安全、事故防止対策、事故後の適切な対応が大変に重要と考えます。

この疾患は特に、初期対応が大切であり、後々の経過に雲泥の差が出るそうです。

正しい認識、対応があれば、発症を抑えられる可能性もあると伺いました。この疾患が

日常生活の中で起こり得る大変身近な病気であり、早期発見、早期治療が最も大切であるということから、町民の生命と健康を守るために、予防を含め脳脊髄液減少症の正しい情報を発信していただきたいと思います。

そこで、お伺いいたします。町民の皆様、教育関係者や保護者の方々に対し、正しい理解と認識を持っていただくために、町及び教育現場において今後どのような取り組みをされるのかお伺いいたします。

2点目に、住民サービスについてお伺いいたします。

初めに、コンビニにおける証明書等の交付についてですが、現在、一部の自治体で実施されているコンビニ交付サービスは、交付業務を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブンイレブンの約1万4,000店舗のマルチコピー機から、住民票の写しや各種証明を入手することができます。

このサービスに、2013年、来年春から業界2位のローソンと同4位のサークルKサンクスも参入することになりました。コンビニ交付サービスは、自治体の窓口があいていない日でも、6時半から11時、これは自治体で時間が異なる場合がありますが、証明書を取得することができ、住民が必要な時間に都合のいい場所、また、これは住んでいるところでない店舗でも可能であります。そのサービスを受けられ、自治体にとっては、住民サービスを向上させられるほか、窓口業務負担の軽減等、コスト削減にもつながると思いますが、当町の考えをお聞かせください。

続きまして、コンビニ納税についてお伺いいたします。

自主財源の減少傾向にある中で、町税収入の収納率向上については、日ごろから努力されていることはよくわかりますが、いかに町民の理解と協力を得ながら町税の収納率を上げるかが課題となっています。

少しでも納入しやすい環境づくりが、ますます必要と考えます。共働き世帯の方たちから、納税したくても、金融機関の窓口のあいている時間帯は仕事等で都合がつかないという声を聞きます。町民の皆様の利便性、長い目で見て、経費削減、事務の効率化を図る意味からも、身近なコンビニ等を利用した納税についての考えをお聞かせください。

続きまして、納税組合の実態についてお伺いいたします。

先ほどのコンビニ納税については、私は、平成17年度の定例会でも一般質問をいたしました。そのときには、納税組合は、たしか95の組合がありますとの答弁を伺っております。

確かに納税組合が、町税や国民健康保険税等の収納で、それなりの歴史的役割を果たしてきたとは思われます。納税組合制度におきまして、その納税組合構成員の個人個人、世帯ごとの課税額、収納状況等といった個人情報を含む収納情報を組合長に渡すことで成立するこの制度、方法が、今や当然にも個人情報保護法に抵触すると思われませんが、現在の当町の実態についてお聞かせください。

3問目の医療費の適正化についてお伺いいたします。

ジェネリック医薬品についてお伺いいたします。

皆様もご承知のように、後発医薬品のこのジェネリックを使用している方が現在どれくらいいるのでしょうか。きのう、私も、ちょっと病院に行きましたところ、その病院では、大々的にジェネリックという表札があって使うように示してありましたけれども、お聞きしましたところ、患者さんの中で3割程度利用しているということをお伺いいたしました。

そして、ジェネリック医薬品の希望カードの配布をしたことは、高齢になって、なかなかジェネリック医薬品を使ってくださいということが言いにくいことだと思っていましたので、希望カードを当町に取り入れたことはとても評価したいと思います。

当町の国民健康保険料が高いので、何とかこのジェネリック医薬品を1人でも多く使用していただけるようになれば、保険料が抑えられると考えます。そこで、お伺いいたします。

ジェネリック医薬品の希望カードの配布後の状況について、わかる範囲で結構ですので、お聞かせください。

できれば、薬代の高額になっている方々に、被保険者が使用している薬をジェネリックに切りかえた場合に、どれくらい安くなるか知らせることができれば、もっと医療費の削減ができるのではないのでしょうか。担当課長及び町長の答弁をお聞かせください。

2問目からの質問は、自席にて行わせていただきます。

議長（廣瀬 裕君） 沼崎福祉課長。

福祉課長（沼崎 繁君） それでは、星野議員からの質問についてお答えいたします。

脳脊髄液減少症に関する取り組みについてなんですけれども、保健センターでは特に行ってはございません。ネット等で調べましたところ、星野議員がおっしゃられたとおり、交通事故やスポーツ外傷等で体に強い衝撃を受けたことが原因で脳脊髄液が漏れて減少することによって引き起こされる疾病とされています。

髄液が減少すると、頭痛、目まい、吐き気、倦怠感など、さまざまな症状があらわれるため、日常生活に支障を来すこととなります。

2007年に、国が統一的な診断基準や有効な治療方法の確立を目的とした研究班を発足し、研究を進めているところです。茨城県では、県内医療機関の協力を得て、脳脊髄液減少症の診療状況について調査を行い、診療されている医療機関及び治療法の一つとされている自家血硬膜外注入法、いわゆるブラットパッチを実施している医療機関で公表について同意をいただいた医療機関をホームページ上にお知らせをしております。

ブラットパッチにつきましては、自分の血液を注入し、漏れている部分をふさぐ治療法で、ことしの5月には先進医療として承認をされたようでございます。

本町におきましても、今後、脳脊髄液減少症につきましては、国や茨城県の動向について十分に注意をしながら見ていかなければならないと考えております。

脳脊髄液減少症についての住民周知につきましては、広報紙等の活用を図り、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（廣瀬 裕君） 藤井教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（藤井俊一君） お答えいたします。

脳脊髄液減少症についての学校の対応でございますが、事故が発生した後、児童生徒に頭痛や目まい等の症状が見られる場合には、安静を保ちつつ医療機関で受診をさせたり、保護者に連絡をして医療機関の受診を促したりするなどの適切な対応を行うよう、また、事故後の後遺症として、通常の学校生活を送ることに支障が生じた場合には、児童生徒への理解と必要に応じた適切な配慮をするよう周知しております。

以上でございます。

議長（廣瀬 裕君） 椿町民課長。

町民課長（椿 法男君） それでは、私の方から、コンビニにおける証明書の交付についてお答え申し上げます。

住民基本台帳カードを使ってコンビニエンスストアでの端末をご自分で操作して、住民票の写しや印鑑証明登録書を取得することができるコンビニ交付サービスを実施しておりますのは、ことしの8月現在で、全国で56団体、県内では3市が実施しております。

住民票のコンビニ交付につきましては、議員がおっしゃるように、町民が、町の窓口、開庁時間にとらわれずに最寄りのコンビニで証明書が取得できることから、町民の皆さんの利便性が高くなるということは認識しているところでございます。

また、町の本町の戸籍住民票等の証明件数でございますけれども、平成23年度で約1万1,854枚、日平均にしますと47枚程度、それから、そのうち住民票に係る証明でございますが3,892枚、日16枚程度、印鑑証明書は3,644枚で、日14枚というふうな現況でございます。

また、町では、平日仕事等で来庁いただけない方ために、電話による予約によりまして、休日に印鑑証明、住民票の交付をしてございます。住民票につきましては平成4年から、印鑑証明につきましては平成18年度から実施しているわけでございますが、この利用の推移を見ますと、年々件数は伸びてきているものの、23年度で17件、住民票12件、印鑑証明5件というような利用の状況にとどまっております。家族申請、それから、委任状での申請等を利用いただいているのかなと、また、そういう世帯環境下に河内があるのかなということも考えられるところでございますが、今後も、この利用を進めるために、広報紙等で周知を進めてまいりたいというように考えております。

また、コンビニ交付の際に、個人認証で住民基本台帳カードが利用されているところでございますが、国の方では、社会保障・税にかかわる番号制度の導入が予定されているということでございまして、具体的には、個人個人に番号を起こして、平成26年度から、その利用が計画されているというふうに聞いておりますけれども、住民基本台帳カードの利

用についても、新たな制度の対応というのが必要になってくるんじゃないかということが考えられるわけですし、今後、国の動き等を見ながら検討していく必要があるのかなと思います。

そのようなことから、コンビニの交付につきましては、住民のニーズ等を踏まえ、また、国の動き等を踏まえながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

済みません、それでは、続きまして、ジェネリック医薬品についてのご質問のお答えをさせていただきますと思います。

ジェネリック医薬品は、議員がおっしゃるように、先発医薬品の特許が切れた後に他のメーカーが同様に製造したものでございまして、先発医薬品と同一の有効効果を含み、有効性、安全性が同等であるとして認められております。先発医薬品の開発効果が利用できるということで研究費が安く済むため、価格、薬価が低く設定されているところでございます。

そして、国におきましても、患者負担の軽減、医薬、保険財政の改善というような中でジェネリック医薬品の使用を積極的に推進していくこととしまして、平成24年度までには後発医薬品の数量シェアを30%以上にするという目標を立てて、現在、進めているところでございます。

当町としましても、国民健康保険財政を健全に運営していくためには、年々増加する医療費の適正化、削減は、大きな課題になっているところでございます。特定健康診査や受診後の特定保健指導を初め、高齢者の方々の寿大学での元気アップ事業等などでの健康づくりや疾病予防対策を進めているところです。その中で、医療費の抑制の一環として、ジェネリック医薬品の使用推進は必要な施策であるというふうに考えてございます。

ご質問がありました医薬品の希望カードの配布後の状況ということでございますが、ジェネリック医薬品の利用状況につきましては、レセプトの中で薬剤情報を分析する必要があります。従来、茨城県の国保連合会のレセプト情報では、それが分析できない状況下にありましたが、昨年10月からシステムが変更になりまして可能となっております。このため、カードを配布しましたが、平成23年の3月の保険証の更新時期でございまして、全被保険者に配布しているわけですが、そのころと、それ以前の状況との比較は、ちょっと難しいところですが、現況ということでご理解いただきたいと思うんですけれども、平成23年8月調剤分から平成24年6月調剤分までの十一月の平均値で見ますと、ジェネリック医薬品の利用状況は、医薬品の数量シェアでいきますと25.5%、薬剤利用額のシェアでいきますと10.3%というような状況になってございます。

ちょっと数字が違いますが、厚生労働省が、ことし3月に公表しております平成23年10月調剤医療費におけるジェネリック医薬品、後発医薬品の使用状況の制度別分析により、全国並びに茨城県の数値と河内町を23年10月現在で、比較させていただきますと、数量ベ

ースですと、全国が23.5%、県が23.6%、町が24.9%、それから、薬剤料ベースですと、全国が8.8%、県が8.9%、町が9.0%と、全国、茨城を若干上回っている状況であるんですけども、国の示しております30%以上という目標には、まだ達していないというような状況になっております。

今後、やはりジェネリック医薬品の普及というのは、大きな課題になってくるかと思えます。そのためには、被保険者の皆様に、そのジェネリック医薬品について、よく理解いただくのが一番かと思えます。町といたしましても、利用普及のために広報紙等を活用して、一層の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） それでは、住民サービスについてのコンビニ納税についてと納税組合の実態について、お答えさせていただきます。

まず、コンビニ収納につきましては、本年度中に準備をし、平成25年度より実施する予定でございます。この件につきましては、年々減少する納税組合の状況と個人情報の保護の観点も踏まえ、平成25年度より納税組合を廃止することに伴い、収納の場を多く確保するためコンビニ収納を実施することといたしました。

収納ができるコンビニは、大手コンビニも含め全国23業者で収納が可能となっております。また、納期限内であれば、土日を含め24時間収納が可能となります。また、コンビニ収納ができる税目なのですが、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の4税2料となっております。

ちなみに、コンビニ収納の手数料につきましては、1件当たり57円の手数料がかかるということになっております。

また、現在、コンビニ収納に向けて納付書等の見直しを行っているところでございます。

次に、納税組合の実態というようなことで、先ほど星野議員からも、平成17年のときの95組合あったというふうなお話でした。本年の4月の実態につきましては、過去の3年の状況を踏まえて、納税組合数は7組合減って57組合となっております。加入世帯につきましては、95世帯、約100世帯減りまして、734世帯となっております。今後も減少する傾向となっており、本年度も既に1組合が解散というような状況になっております。

今後、今回の納税組合の廃止に伴い収納率の低下につながらないよう、納税指導や滞納処分の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） 何聞きたいんですか。いろいろ各担当課長の方から丁寧にご説明があったので、とりわけ私からということはないのかなと思っていましたんですけども、収納率は大事なことですけれども、そういう時代の流れの中で、今後はきちっと、コンビ

二等いろいろな機関を利用してやっていきたいと思っております。

また、いろいろ、医療、医薬のジェネリックとか、いろいろなものにつきましても、もっともっと教育の現場でPRをして広く活用できるように、脳髄液等の問題等についてもしていくように対応してまいりたいと思います。

以上です。

議長（廣瀬 裕君） 7番星野初英君。

7番（星野初英君） 担当課長さん、何人も、ご丁寧な説明ありがとうございました。

2回目の質問というより、私の要望というか、実は、先ほど質問いたしました脳脊髄液減少についてなんですけれども、広報紙とか、いろいろやってくださるといことで本当にありがたいと思っています。1人でも多くの人に、やはり理解していただくように、この点は、よろしくお願ひしたいと思います。

実は、8月21日に、取手の福祉会館で健康セミナーがございました。そこで私も参加させていただいて、そのときのセミナーの脳脊髄液減少症の子ども支援チームという、そういう組というか、そういう病気を抱えている子供さんのお母さん方の一つの組合というか、そういったものを立ち上げていらっしゃるんです。子ども支援チームの代表の方から、今回、講演に参加してくださったお礼とともに、講演のときのDVDをアンケート集計の結果と一緒に2日前に送ってきてくださったんです。そうしましたら、私、これを見て、そうですねと、本当に何か広報紙とか、そういうことを結構広報紙って見ていない方が多いと思うんです。町の皆さん、見ている方は見ているんですけれども。ですから、学校関係等のことで、やはりPTAとか、また保護者の方の勉強会とか、そういったときにも、このDVDを活用していただければ、有効に、わかりやすく、子供さんの20何年も悩んでいることとか、いろいろなことが、3人ぐらいお話しして下さっていましたので、保護者の方に見せていただければありがたいかなという思いであります。

それから、コンビニのそれこそ納入していただくということで、本当に大変うれしく思います。今後、若い人は特にコンビニにしょっちゅう、毎日、1日1回、2回は行っているような時代ですので、24時間、夜中でも納税できるような、そのような体制になればいいかなと本当にうれしく思います。ぜひ、4月から、また納税組合もなくなるということで、なおさら納税組合でしっかり納めていた人が今度納められなくなると困るので、そういった銀行機関も利用しながらも、いろいろな広報紙で、わかりやすく皆さんに周知をしながらやっていただければと思います。

それから、ジェネリック医薬品ですけれども、本当に、まだまだ少ない中、また、これはきっと多分、医師会とか、いろいろな方との関係等もあるんじゃないかと思ひます。法律改正されながらも、ちょっと医師会とかの関係等もあって、町とか市で援助している部分あるのかなと、私、個人的な、これは意見ですけれども、そういったことも考えます。でも、その中で、先ほど数値をお聞きしましたら、河内町は結構国保の人数が多いという

こともあるのでしょうかけれども、パーセントもいい数字ということで、皆様方の本当に努力が実っているのかなということも考えますし、また、少しでも、そういったことをやりももっともって皆さんに周知をしながら、国保税とか住民の税金の軽減ができれば本当によいことだと思いますので、今後も、いろいろと、国、県の動向もありますでしょうけれども、福祉の町として、いろいろな努力をなされて、よろしく願いいたしたいと思いません。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（廣瀬 裕君） 次に、宮本秀樹君、登壇願います。

〔12番宮本秀樹君登壇〕

12番（宮本秀樹君） おはようございます。12番宮本でございます。

河内の田んぼも収穫の秋を迎え、刈り取りも進んでいます。終盤に入っております。ことしは、昨年より若干品質や価格もよく、農家にとっては喜ばしいことだと思います。秋といっても、暑さがまだまだ続きますが、皆様方には、体には十分気をつけて健康管理していただきたいと思いません。

通告に従いまして質問をいたします。私は、県における米の放射性物質の検査について質問いたします。担当課長にお聞きします。

1点目に、河内町の米のセシウム検査がどのようになったか報告をお願いいたします。

2点目なんですけれども、昨年度とことしの検査協力者へのお礼はどのようになっているのかお聞きいたします。

3点目に、稲敷市では、8月15日から、ことしは解除になった地区がありました。早くから出荷されていまして、来年は、河内にとりましても、稲敷市と同じ時期に放射能検査をお願いしたいと思いません。お考えをお聞きいたします。

4点目に、早い時期に刈り取りを農家の方へお願いするには、協力者へのお礼を早い時期から考えていただき、町の予算をお願いしたいと思いません。

以上4点を質問させていただきます。この後の質問に関しましては、自席にて質問させていただきます。

議長（廣瀬 裕君） 羽田経済課長。

経済課長（羽田健二君） 宮本議員のお答えについては、茨城県における本年24年産米の放射性物質の検査についての概要を説明しながら行っていきたく存じます。少し長くなるとは思いますが、よろしく願いいたします。

県による24年産米の検査についてですが、国の原子力災害対策本部が、ことし7月12日に示した検査計画、出荷制限等の品目、区域の設定、解除の考え方にに基づき、現在行われているところでありまして、これから説明する中での放射能の数値表示ですが、本来はキログラム当たり何ベクレルと表現しますが、長くなりますので、単に何ベクレルとさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

まず、検査対象区分ですが、国が示す検査区分等により、重点検査区域とそれ以外の区域ということになっております。この重点検査区域は三つの区分に分けられており、まず一つ目は、23年産米で50ベクレルを超え100ベクレル以下の放射性セシウムが検出された農家、二つ目は、23年産米で50ベクレルを超える放射性セシウムが検出された旧市町村及びその隣接市町村、三つ目が、農地土壌中の放射性セシウム濃度が500ベクレルを超える旧市町村という三つの区分となっております。

なお、今まで申し上げました旧市町村とは、昭和25年当時の市町村ということになっております。県南地域の現在の市町村では、この重点検査区域の一つ目と二つ目は入っておりませんが、三つ目の農地土壌中の放射性セシウム濃度が500ベクレルを超える旧市町村が、すべての現市町村に、それぞれ数カ所該当しております。河内町では旧源清田村が、この500ベクレルを超える区域となっております。この500ベクレルについては、昨年7月の文部科学省による調査、11月の農林水産省による調査結果に基づくものであります。

出荷制限及び解除ですが、検査を実施する区域ごとに全部の検体の検査終了まで、出荷、販売等を自粛するようとなっております。

次に、検査密度ですけれども、一つ目が、該当農家の乾燥ロット単位で、二つ目が、全戸検査と同等の水準として水稻作付面積1ヘクタール当たり1点、農地土壌中のセシウム濃度が500ベクレルを超える旧市町村は水稻作付面積70ヘクタールごとに1点、もしくは旧市町村ごとに3点のいずれか多い方の件数となっており、重点検査区域以外の区域では市町村ごとに3点以上となっております。

また、検査の強化として、この農地土壌中500ベクレルを超える旧市町村や、それ以外の区域で、50ベクレルを超える放射性セシウムが検出された場合、二つ目と同じように、水稻面積1ヘクタール当たり1点まで検査密度を引き上げ、旧市町村ごとに検査をするということであります。

河内町では、旧源清田村の作付面積が523ヘクタールということで7点、それ以外では3点ということで、合計10点、検査をしております。8月20日月曜日ですが、10点の検体をまとめて一緒に県に提出し、茨城県環境放射線監視センターのゲルマニウム半導体検出器で検査をし、22日に、この10点すべてで検出下限値以下となり、放射性セシウムは検出せずという結果で安全性が確認され、出荷自粛の解除がなされました。これが、本年産米の放射性物質の検査に係る経緯であります。

この米の放射性物質の検査については、去年は予備調査と本調査があったのですが、河内町は本調査ということで旧市町村ごとに1点、河内町全体としては4点検査をし、いずれからも放射性物質は検出されず、安全性が確認され、無事出荷自粛の制限が解除されました。それで、去年は出荷自粛解除が旧市町村一斉解除ということで検査が実施されたのですが、河内町は旧金江津村が一番早く刈り取りが行われ、どちらかという旧源清田村、生板村が遅くなる傾向があります。そのような状況の中、放射能検査で安全性が確認され

ないと出荷、販売等の自粛が解除されないことがあったため、収穫の早い地域に合わせての検体の提出の必要がありました。これは生産者にご協力をお願いして検体の提供を受けたのですが、若干早く刈り取り、乾燥調整をしていただいた生産者もございました。

また、近隣市町村の状況、どのような取り組みをしているのかの情報を集めたのですが、その中に、検体提供者に対する謝礼というものがございました。いろいろ聞きますと、出していないところもありましたが、近くの市町村では1万円というのが数市町村ありましたので、昨年は提供していただいた生産者1人当たり1万円を謝礼として支出をいたしました。本年については、県南地域の検査がほぼ終了しつつあるような状況であります。謝礼については、出していないところや、昨年と同額、検体数がふえたため若干低くしたところもあるようでございます。

河内町では、ことしの検体は10点で、既に申し上げましたが、旧源清田村で7点、それ以外の3点は旧金江津村からのものであります。旧金江津村では、ほぼ刈り取りの適期、ちょうどいい時期になりましたが、旧源清田村では、若干早く刈り取りをしていただいた生産者があり、その影響で品質などが劣っていたということもお聞きしておりますので、このようなことも踏まえ、町長と相談をして対応していきたいと考えております。

来年度の予算については、現在、本年産の検査が終了に近づいているようなことで、また、予算編成に関する方針等、財政主管課から何も来ていない段階で申し上げにくいことですが、早い時期での刈り取りなど、ご協力をお願いする場合もあると思いますので、昨年及び本年の状況を勘案しながら検討を進めて、しかるべき処置をとって行っていきたいと考えております。

検査の時期についてですが、昨年は、放射能検査や出荷、販売等の自粛も初めてのことで、また、出荷自粛が一斉解除ということで、河内町、稲敷市とも、昨年は8月の23日、同日に解除になりました。ただ詳しく見ますと、刈り取りは稲敷市の方が早い地域がありました。宮本議員がおっしゃるように、稲敷市は、本年、一部の地域、旧市町村であります。8月15日に解除となりました。これについて聞き及んだところでは、例年早く収穫をしている地域・生産者がいるということであり、特に早刈り等のお願いの必要はなかったということでありました。

先ほどの謝礼のこともありますが、来年の計画については、国、県の方針は、まだ定まっておらず、これも何とも申し上げにくいことではありますが、農協では、昨年は早期米のいわゆる一発買い取りはなかったのですが、本年は実施されたということであり、また、早稲品種は出荷が1日おくれるだけで価格が下落してしまうというような状況もあり、生産者の収入にも影響いたしますので、県の検査体制の整備などの問題や検体提供は生産者のご協力なしでは進みませんが、生産者の収入など、そういうことも考慮し、でき得る限りの対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

長くなりましたが、以上で宮本議員への答弁を終了させていただきます。

議長（廣瀬 裕君） 12番宮本秀樹君。

12番（宮本秀樹君） 今いろいろと河内町のセシウム検査の状況や、この対応についても担当課長から説明がありました。河内町では基幹産業である農業でございますから、今年度、昨年度を考えてみましても、早目の検査ができるような体制が一番だと思います。早刈りすると、当然、青刈りや減収も伴ってまいります。さらには、品質も落ち、等級も下がってしまうということでございますから、この対応をしてくれる農家に対しての考え、見合った対応、補償等も、もう一度、担当課長の方からもお話しさせてください。よろしくをお願いします。

町長には、最後に、もう一回、質問しますから、ちょっと待ってください。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） 補償の問題等については予算措置等も含まますので、私の方からお答えします。

去年、皆さんには大変ご迷惑をかけ、そういうことで協力していただいた人たちには、河内町でも1万円の補償をいたしました。今各市町村をいろいろ調べておりますと、3,000円のところもあり、5,000円のところもあり、1万円のところもあります。河内町では、引き続き1万円を予定して皆さんに補償したい。ただ、やはり早く刈ったので等級が落ちたというような方もいらっしゃるようであれば、それはそれなりのことも補償していかなければいけないのかなという観点から考えて、補償については、そのようなことで対応させていただきたいと思います。

議長（廣瀬 裕君） 12番宮本秀樹君。

12番（宮本秀樹君） ただいまの町長から、質問しようと思ったことを話していただいたんですけども、ダブってしまうかもしれませんけれども、もう一度、町長に質問いたします。

河内町では、セシウム検査が、県からの解除は8月22日午後からでした。稲敷市では、先ほど申しましたように、8月15日から解除されました。河内の農家にとりましては、米の価格が1俵当たり1,000円も下がってしまいました。町全体の農家収入は大きく違ってまいります。河内町も早場米主体ですから、私のところにも8月18日ごろから新米が入ってまいりました。22日には多くの米が集まっていました。河内全体では、二、三千俵だと思いますけれども、価格にしますと2,000万円から3,000万円も減ってしまったようなことでございます。このようなことがないように、来年に向けてのお考えをお聞きします。非常に大きな、予算が苦しい中での予算づけなんですけれども、町長にお願いをいたします。

以上、町長の方から再度答弁をお願いします。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） 先ほど宮本議員からもお話がありましたけれども、今年度は大変気候状況にも恵まれて、河内米のお米も非常にとれて、そして、いい米が出ているという

ことは大変うれしいことです。それに増しても、価格も去年と比べると1,000円以上高いようでございます。私ども、ふるさと河内の方でも1,500円ほど、早いとねのめぐみについては買い上げしようというようなことで、この間、決めたところでございます。

また、16日には、ちょうど収穫祭がございますので、議員の皆さん方も、ぜひ出席して河内町のPRをしていただきたい。ことは、何か参加者がすごく多いように聞いております。

また、そういうことも踏まえて、河内のお米のよさを含めて今後ともPRをしながら、そして、一番、何よりも皆さん農家所得の減にならないような体制の中で、早期に検査もできるような体制づくりに注意をしながら頑張ってもらいたいと思います。

検査するのはできるそうですけれども、解除にならないと出荷ができないということでございますので、そういうことも踏まえながら、早く適性検査はしておいて、解除できたら、すぐできるようなことも、でき得るんじゃないかと思いますので、そういうことも、もっと研究しながら体制づくりをしてまいりたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（廣瀬 裕君） 12番宮本秀樹君。

12番（宮本秀樹君） 最後になりますが、早い時期でのセシウム検査ができますよう最善の努力をしてください。ちいさくてもきらりと光るまちづくり、小粒でもきらりと光る河内のお米づくりに協力をお願いし、質問を終わらせていただきます。

議長（廣瀬 裕君） 次に、牧山龍雄君、登壇願います。

〔9番牧山龍雄君登壇〕

9番（牧山龍雄君） 9番牧山龍雄でございます。通告に従いまして2件の質問を、町長、教育長、そして、福祉課長にお聞きいたします。

まず、第1件目は、学校教育についてです。ここには3項目ございまして、3項目読みます。1項目めは、いじめの問題です。2項目めは、放射能の基礎学習について、3項目めは、今、領土問題が発生していますけれども、河内町の子供や若者たちに愛国心や郷土愛をいかに育てるかということで、3項目めの質問をいたします。

それでは、初めに、いじめ問題でございます。

このいじめ問題は、平成18年12月の定例会議で一般質問をさせていただきました。そのときの教育長の答弁は、いじめは許されない、学級経営で早期発見、早期対策ということで、非行の把握、児童生徒の深い信頼関係を築き、仲間意識や人間関係の変化に十分留意してもらい、事実関係の究明をすとの答弁があり、先生方の努力のおかげもありまして、河内町でのいじめ問題がおさまってきました。今はないと思いますけれども、でも、新聞紙上で大きく取り上げられています。その内容も大胆巧妙になり、携帯電話のメール等で、複雑な、陰湿になり、子供たちの命がなくなる重大な問題になっています。教育委員会の対応も問題になっております。そして、警察が介入しなければならないような現状になっ

ております。

こういう現状でございますが、まず、初めに、1回目は、町長に答弁をお願いしたいと思います。2回目以降に、教育長に答弁をお願いしたいと思います。

2項目めは、放射能基礎学習についてです。

去る8月25日付の読売新聞に、学校で原子力を学ぶという記事が載っていました。そこには、原発や放射能汚染について関心が高まる中、県が学校での原子力教育に力を入れていると書かれていました。県が独自に作成した副読本は、福島第一原発事故を受けて改訂し、放射線の人体への影響や日本のエネルギー事情を盛り込んであります。教育セミナーでは、原子力や放射線に関する基礎知識を習得し、指導力を高め、子供たちにどの程度の知識をどのように伝えていくのか、各学校の今後の大きな課題になりそうだと締めくくられてありました。そして、原子力災害の対応は基礎知識が不可欠だともありました。

これも、1回目は、原子力や放射能に対して、1回目は、町長の答弁をお願いします。2回目に、教育長の答弁もお願いします。

3項目めですけれども、今、領土問題で政府の対応ぶりが報道されていますが、それを見ている国民は、歯がゆく、いら立たしく思っている人が多いのではないのでしょうか。このような問題を子供たちや若者たちに、どう教え伝えていかなければならないのかと考えていました。原子力発電ゼロを目指すデモに関心が高まり活発なのに、日本国の主権である領土問題に関心や行動が高まらないのが残念です。この問題解決は政府の責任ですが、愛国心や郷土愛などを育てるのは私たち大人の責任ではないのでしょうか。学校教育や社会教育の中で、自然に恵まれた河内町、たくましく心豊かな郷土愛を持った子供たちを育てるため、今何か行動を起こさなければならないと考えています。

今河内町では、中学生による海外研修事業を実施しています。中学生に見識と見聞を高め、社会に出て活躍できる人材育成を目指そうとする事業だと思います。この子供たちが大きくなって、この問題等に少しでもよい方向に向くため、そして、活躍するためにも、このような問題を教え、ディスカッションして意識を高めていく場が必要ではないでしょうか。

このようなことに関して、1回目の町長の答弁をお願いいたします。

それから、2件目の障害福祉について質問いたします。

地域活動センター事業強化と充実についてということで、課長に、お願いします。

現在、福祉センターでは、社会福祉協議会において障害者に対して地域活動支援事業が行われています。地域活動センターは、ひかりという名称で呼ばれています。そこでは、軽度の障害のある子供たちが、簡単な作業を通して働く意欲をはぐくみながら社会参加を目指して毎日頑張っています。

障害福祉は、障害者基本法第11条第3項に基づき障害者基本計画をつくり、障害者自立支援法第88条に基づき障害福祉計画をつくり、かわち障害者いきいきプランとして一体的

に策定しました。このプランは、平成24年から平成29年度、5カ年計画で進められます。

今河内町には、重度の障害や生活介護を必要とする子供たちがいます。美浦特別支援学校に通っている子供たちの数は、平成24年度で、中学生が5人、高校生が7人、計12人います。そして、今年度卒業を迎える生徒は3人います。保護者の方々は、ひかりで見たいと願っております。

現在のひかりでは、なぜ受け入れられないのでしょうか。受け入れるためには、どのような方策があるのでしょうか。ここら辺の対応を福祉課長に伺います。なぜ、ひかりではできないかを答弁お願いいたします。

2問目以降は自席で質問いたしますので、よろしく申し上げます。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） 教育長、先やって。現場の方から、その次、私がお話しします。

議長（廣瀬 裕君） 石山教育長。

教育長（石山 暁君） それでは、私の方からお答えします。

まず、平成18年12月の定例会で、いじめについての私の考え、認識、そして、対策と取り組みですか、このことは先ほど牧山議員からも報告ありましたように、定例会で回答しておりますものですから、今回は、大津市の問題に関して、それを受けて、文科省、県教委の動き、そして、町の私どもの動きというものを報告していきたいと思っております。

いじめに関して命を絶つ事件というのは、平成18年に、まず起こりました。このときも社会問題になり、その後、平成22年には、群馬県の小学生、神奈川県の中学生在が、やはり命を絶つということがありました。このときに、いろいろ問題もあったんでしょうけれども、大きな社会問題になった中で、アンケート調査をしていなかったと、これは群馬県の小学校ですか。そういうことが大きな問題になりまして、それを受けまして、本県でも、その年から常時アンケート調査を行うような指導があり、町内の学校でも学期ごとにいじめに対するアンケート調査を行っております。7月の時点では、河内町としては、県教育委員会にいじめはなしという報告をしております。学校からは、いじめはなしの報告が上がってきております。

今回の大津市の事件に関連して、文科省では7月に、すべての学校、教育委員会関係者の皆様へという文部科学大臣談話を発表しました。これを受けて県教委から教育長名で、いじめ問題への取り組みの徹底についての通知文が町教育委員会と学校に届きました。7月、夏休み入って間もなく、取手市で中学生の自殺問題がありました。それは、いじめではなかったという報告を受けております。7月末の市町村教育長夏期研修会で、緊急に県の教育長がまいりまして、市町村教育長を対象に、いじめに対する話し合いが行われました。その次の日、緊急に今度は各市町村の教育委員長が集められまして、同じいじめに対しての話し合いが持たれました。

ところが、そうしている間に、8月中旬に県内で、また中学生の自殺がありました。い

じめに関係した自殺かどうかは、現在、警察、教育委員会等で調査中との報告が8月30日の市町村教育委員研究協議会でありましたけれども、そのときに、一応いじめの可能性は否定できないというような話もありました。というのは、報道関係等によって知っているかと思えますけれども、携帯電話のメールに、それらしきことが書き込まれていたということで、一応いじめがあったんじゃないかというようなことは言われています。ただし、8月下旬では、義務教育課の方からは、今のところはまだ断定できないという話でした。このことより県教育長から、すぐ、自殺の連鎖防止についてという通知文とお願い文が、各教育委員会と学校長、そして、各家庭あてに届きました。早急に校長さんを集めまして、担任が全保護者に電話連絡を行い、次のことを依頼するようお願いしました。

まず、一つ、子供の家庭内における現在の心身の状態をしっかりと把握してくださいということです。二つ目に、気になることがあるときは必ず学校あるいは教育委員会の方に連絡をしてください。それから、三つ目に、命の大切さに関して家庭内で話し合うような機会を設けてくださいということです。四つ目としては、可能な範囲で子供の携帯のメール、その内容を何とか確認するように。この携帯を使ったメールが、最近のいじめの元凶になっているのかと思えます。

同時に、県教委の方から、夏休み中に登校した生徒全員と個別に先生方が面談を行うような指示がありました。また、いじめの早期発見のためのチェックリストというものが県教委から出されまして、それを各学校に配布し、今先生方は、それを持ちながら授業をやっております。

お願い文は、2学期の始め、始業式の日には全生徒に配布し、各家庭で話し合うようお願いしました。また、始業式の中で各学校とも校長が、いじめ防止についての話をしていると思えます。

こういうふうな、いろいろなことを受けながら、各学校ではアンケート調査はもとより、職員会議での情報提供や情報交換を行ったり、2者面談、生徒と先生、先生と保護者等の面談を行っております。中学校では、これらのほかに、昨年は、一人一人を大切にという演題で、今年度は、かけがいのない命ということで、人権教育講演会を全生徒に聞かせております。

私としては、8月に行われました町教育研究集会、これは先生方の研究会ですけれども、そのときに、一応いじめに関して県南地区の4月から7月末までのいじめの認知件数等を参考に、いじめの早期発見、早期対応をお願いし、主ないじめの内容や防止対策等を話しております。

以上が、一応、現在のいじめに対する私どもの流れでございます。

次に、原子力の指導、基礎教育です。

今まで、私の考えとしては、茨城県は東海村に非常に早いときに原子力研究所ができました。そういったことで、茨城県は原子力に関しては先進的な役割を果たしているのかと

思います。ところが、今回の事故に関しまして、県も、ちょっと考えを改めまして、先ほど話ありました副読本の内容を改訂しました。それが5月ごろ各学校に配布になりました。2学期から各学校で、副読本「原子力とエネルギー」それを使って、小学校の高学年は、社会科の教材として活用し、中学校では、学級活動時や社会の授業に、それを活用して指導するというような話でした。

それから、放射能については、小学校では、毎週水曜日に行っている放射線量の調査をもとに、目的や数値について話し合っているそうです。また、4年生の社会、暮らしを支える電気の中、あるいは6年の理科の発電の中でというところで、放射能に関しては学習しているということです。そのほか、総合的な学習で原子力教育についての調べ学習をこれから実施したいというような学校もあります。

中学校では、副読本「原子力とエネルギー」これを用いて学級活動時に指導し、「知ることから始める放射能のいろいろ」そういうやはり副読本があるようです。これを使って学級活動時に話し合っております。また、授業の方では、理科の授業、エネルギー利用の課題、あるいは社会、資源エネルギーの問題というふうなところで、やはり放射能に関しては学習しているというような報告がありました。

3番目の領土問題です。

これは余り私どもの方では突っ込んで言えないことなんですけれども、愛国心というようなことが出ましたものですから、教育基本法の教育目標、これ5項目あるんですけれども、その中の一つに、こういうふうな文句が入っております。伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うという項目ありますから、これに準じて教科書等がつくられております。先生方は、その教科書に準じて愛国心は指導しているかと思います。

それから、町の教育目標の中にも、郷土を愛し、住みよいまちづくりに貢献できる人づくりを目指した教育を行うということが入っております。そういうことで、それなりに、授業を行いながら子供たちは愛国心は身につけていっているんじゃないかと思います。あるいは国を愛する、町を愛する、郷土を愛するということは自然と身につけていっているんじゃないかと思います。

同時に、教育委員会では、副読本「かわち」を持たせております。これは町の歴史や様子がいろいろ書いてありますので、それを4年生、5年生が使っております。そこからも郷土を愛する気持ちというのは育ってくるんだと思っております。

以上です。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） ただいま教育長の方から懇切丁寧にご説明がございましたけれども、トータル的なお話をさせていただきますと、いじめ問題につきましては、限度がわからないと、徹底的に殺すまでやっちゃんやうないじめ、昔は、そういういじめはありませ

ん。いろいろな意味で、やはり数が多い集団の中では、中にはいじめもあったでしょう。しかし、何でも大変だと、私、今いろいろ痛感するのは、先生方が一番大変です。先生方に、それなりの権威、余り権利を与えていないような、何かあると全部先生が悪いと。ですから、一番大事なのは、やはり子供も信じることは大事です。しかし、子供の話ばかりうのみにして、そうしますと、先生も家庭を持って生活をしている人ですから、それなりに突っ込んでやっていくことも、なかなかできないだろうと。この間の大津市の問題等についても、見て見ぬふりをしてしまっているところがあるのではなかろうかというような考えを持ちます。河内の生徒ではありませんけれども、小学校の4年生が、そんなこと言ったら教育委員会に言ってやる、先生に対して、そういうことを吐いたと。ですから、もっと……。中には、先生に向って、おめよなんてというような言葉を平気で使っているところも見かけられます。やはり先生は先生です。きちっとした先生というものの、上下、師弟関係をやはり構築していかないと、私は、いけないのかなと。

大変、横道にそれますかもしれないけれども、私も、恩師が取手一高の野球部の田中国重先生という先生が、茨城県の高野連の会長までやられた人ですけれども、亡くなりましたけれども、野高も野球部だったんじゃないか、野球をやっていたんじゃないかと、もっといい選手、河内から出せと言われて、いろいろ調べてみると、学校では2時間しか練習やらない、土日はやらない。今高校で強いのは、全部リトルリーグの選手です。軟式野球から上がってきた選手などは、本当に、ほとんどいません。ですから、そういった環境の中での部活、そういうものも含めたときには、もっと先生方に、そういう面では理解をしてやっていただかなければいけないんじゃないかなというような思いが、私は、常日ごろ思っております。一番大変なのは、先生という仕事ではないだろうか。

そういう意味の中で、これから、大事な命の問題。これはどういう問題かということ、やはりこの地球上の利便性の中には、放射能とか、いろいろ危険なものたくさんございます。そういうものもきっちりと勉強をして、皆さんに理解をしていっていただかなければいけないだろうと。

今回の北方問題、領土の問題です。これは1855年、江戸時代に日露和親条約により、日本とロシアの国境は択捉と得撫というところ、これを真っ直ぐ引いて、そうすると、その中に、4島は日本のものだというような明記しているわけです。第2次世界大戦で日本が破れたときに、その北方4島はロシアが支配するということになりまして、その中でも、この日露の共同宣言で2島返還はすると、1956年に、歯舞、色丹を日本に返還するというような話になったんですけれども、そういう話になったのでは、今度はアメリカがクレームをつけて、その返還がならなかったというようなことになって、やっぱりいろいろ日本の中での領土問題等、日本との問題なんですけれども、世界の両国の大国の中でのやりとりがあったのかなと。

そういうことを踏まえたときに、逆に言うと、今の尖閣諸島、日本が船でハワイ行って、

ここは、ハワイは日本の領土だと言っているのと同じなんです。だけれども、なぜ、そうなのかと。それは教育なんです。だから、中国の教育では、これは中国のものだということを教えてずっといるから、あの若者たちは何も無理な難題で言っているんじゃないんです。そういう教育が、中国のものだということで教育を受けています。ですから、中国の教科書は、日本はとんでもないやつだと、日本が占領して中国にひどいことをしたと。日本は教科書問題でちょっと違うこと書くと、中国やら韓国やら北朝鮮からクレームが来る。そういうことなく、やはり日本は日本としての主権国家ですから、そういう面ではきちっとした態度で臨むのが、私は、一番日本の今後のためじゃないでしょうかと。

そういう意味での愛国心とか、そういうものは、皆さんから啓蒙し、やはり何といても紀元節でいくと2650年です、ことしは。西暦でいくと2012年です。ですから、それほど歴史のある日本ですから、そういう面では、やっぱりみんなでお米の国ですから、やはり瑞穂の国の……。だから、もっともつこの国が、だんだん、だんだん、地方が枯渴したのは、一番は、やはり米の食糧会計外したときからおかしくなってきたんです、だんだん、だんだん。ですから、やはり主食は日本の国でやっぱりきちっとあれして。

そして、今度、小学校の運動会が15日です。いつも、ふるさと河内の収穫祭は15日だったんですけれども、子供たちがぜひ来るためにということで16日に変更して、多くの皆さんに参加をしていただいて、そのときに、お米の大切さ、そして、それを食べて元気になること、そういうことをPRしながら、お米の国、瑞穂の国の子供たちに元気になってもらいたい。

だから、そういう意味で、やはり海外に河内町から研修に出しているのも、世界を見て歩くような、やはり一見は百聞にしかずですから、そういう人たちを育てたいということで、今、海外研修を中学生にやっているわけでございます。いろいろと国際情勢等の問題等がありましたら、そういうことで、安心・安全なところにするこも考えながらとり行ってまいりたいと思いますので。愛国心、いい言葉を聞きました。

以上です。

議長（廣瀬 裕君） 沼崎福祉課長。

福祉課長（沼崎 繁君） それでは、私の方から、地域活動支援センターの事業の体制の強化と充実についてということで回答させていただきます。

河内町社会福祉協議会で行っている地域生活支援センターは、障害者自立支援法第77条の規定に基づき、地域生活支援事業として、本町が河内町社会福祉協議会に委託して実施しているものでございます。

事業の目的につきましては、障害者の方に創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流等の便宜を供与することにより、障害者等の地域での生活支援の促進を図ることとしております。

事業の内容につきましては、軽作業による労働習慣を習得する作業訓練と、日常生活に

おける基本的動作の指導をする生活訓練などがあり、地域において雇用、就労が困難な在宅の障害者に対してのサービスの提供を実施しております。定員は、おおむね15名でございます。現在は、主にろうそくの箱詰め作業、ボトルにラベルを張る作業、点字の名刺づくり、米の袋入れ作業、ポカシづくりや農作業を行っております。それぞれの利用者の程度や特技を生かした作業体制をとっております。

そのような中で、入所につきましては、利用者の個別の状況をよく検討した上で判断していきたいので、希望者については実際に利用体験をしていただきます。本人に危険が及んでしまう場合や、そのほかの利用者に影響が及ぶような場合、または、こういう作業が無理なような状況の場合には、職員同士で協議をして、そのほかの障害福祉サービスの利用をご案内する場合などがあります。

以上が現在の状況でございます。

議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） 町長、教育長、あと、課長、ありがとうございました。

まず、いじめ問題ですけれども、18年にもやりましたし、今全国的になぜなくなるのかということのも、本当に大きな問題でございます。もともと、町を見ますと大分18年から比べるとおさまってきたなということも感じます。ただやはり毎年、子供もかわるし、先生もかわっていきますので、これからも、やはりしっかり気を引き締めて、先ほど町長からありましたけれども、先生方、一番大変ですけれども、やはりやっていかなきゃいけないと思います。大津市なんか、やはりいじめ問題の対応がまずったために、こういう大きな問題になっちゃった部分もありますので、教育委員会の方も、そこら辺は毅然とした態度でやっていていただきたいなと思います。

それから、放射能ですけれども、本当に、これから育つ子供というのは、やっぱり放射能との闘いで生きていかなければならない時代だと思います。そのためにも、やはりちゃんと基本を教えて、放射能とはどういうものか、放射線量とはどういうものかというものをきちんと教えていかないと、やはりそういう基礎がないと、いろいろな迷信やうわさに惑わされたり何かしますので、やはり河内町の子供は、そういう放射能に対して、きちんとした基礎学習を持っているというような計画で、これから教えていていただきたいなと思います。

それから、領土問題ですけれども、北方領土まで入りましたけれども、私、竹島と尖閣をちょっとイメージしていたんですけれども、本当に、町長も言ったように、中国では、向こうはうちの領土だと教えているから、これは本当に意見の違い、見識の違いでぶつかるのは当たり前なんですけれども、やはり日本は日本なりの主権で、ちゃんと教えていくべきであるし、そうしないと、何か今までの新聞報道を見ますと、何か日本には愛国心がなくて、何か外国に負けっ放しで、言われっ放しで、本当に情けないなというものを感じます。野高町長も関東市町村会長、次は全国を目指すような勢いで頑張っていますので、

子供たちに、やっぱりその野高町長の後をつくような人材を育てるためにも、社会教育、若者に対する教育も、もう少し熱心に取り組んでいただきたいなと考えております。

それから、障害福祉なんですけれども、現在、そういうわけで、なかなか受け入れられないという課長の答弁でございましたけれども、やはり河内町にも、やはり重度で生活介護を必要とする子供さんがおりますので、本当に、25年度、この4月から、また新しい体制で出発していただきたいなと思います。そして、障害者を持つお母さんが、いろいろ調べて、こういうのができるんじゃないかということで、福祉課長の方にも資料は行っていると思うんですけれども、やはり多機能型にして、生活介護だの何だのできるように。そして、このお母さんは、収支決算まで、素人かもしれませんが、それなりに収支決算を行いまして、そんなに町に負担かけることなくできるという要望書を提出しております。そこら辺も、もっと考えていただいて、早く……、要望がありますので、本当に、来年の4月には実現できるように頑張ってくださいと思います。

そういうことで、2回目の質問を終わります。町長、答弁してください。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） 重度の障害者の皆さん、これは前から私は、いろいろな意味で、何とかいろいろ、お母さん、お父さんも年老いて、やがてだれでも一度は死ぬんですけれども、そういうときに、大変、思い残せないような施設をきちっとつくるべきじゃないかとは思っております。ただ行政には限度がございます。そういうことで、今いろいろと、そういう施設をやっていたとこを当たって、ずっと当たってきました。いまひとつ検討していただくということで、まだ発表する段階ではありませんけれども、県を含めてできたら、何としても実現をしたいということで、今営々努力をしております。本当に何としても、安心して任せられるような施設をぜひともつくりたいというようなことで、これは、なかなか、町には町の中での行政の限度というものがございますので、それ以外でできたらということをお願いしております。まだまだ発表する段階ではありませんので、そういう努力をしているということをお願いしたいと思っております。

議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） ありがとうございます。

町もそうですけれども、やっぱり社会福祉協議会でやっています町活動センターを多機能型の事業に変更することも一つの選択肢じゃないかなと思っております。やっぱり親御さん、保護者の方々は、やはりなるべく近くで子供を見たいという要望もございます。ですから、なるべく近隣ではなく、やはり河内町につくっていただいて、そして、河内町が福祉で、やはり最先端を行っているとか、すばらしいことやっているというような評価も得られるような取り組みをお願いして、質問を終わりにしたいと思っております。

ありがとうございます。

議長（廣瀬 裕君） 以上で、一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は11時45分といたします。

退席を認めます。

午前 1 1 時 4 0 分休憩

午前 1 1 時 4 7 分開議

議長（廣瀬 裕君） 再開いたします。

議長（廣瀬 裕君） 日程 3、議案第 1 号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第 1 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 1 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。議案第 1 号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程 4、議案第 2 号 平成24年度河内町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

議案第 2 号の質疑を求めます。

5 番野澤良治君。

5 番（野澤良治君） 5 番野澤です。

7 ページの総務費一般管理費の中の第 2 庁舎新築工事で3,000万円ということで予算が計上されております。この件につきまして、この工事の目的、そして、建物の構造、また、建物の規模、あと、工事の内訳等について、わかる範囲でお答えをお願いいたします。

議長（廣瀬 裕君） 小川総務課長。

総務課長（小川輝文君） これに関しては、都市整備課の一部が、こちらへ移ってくるということのものでして、構造的には、プレハブで平屋建てということでございます。大きさに关しましては、7.3メートルの18.2メートルで134.4平米ほどございます。内容については、エアコン工事とか、設備工事、それと、庁舎から渡るような渡り廊下を附属させ

てつくりたいと思っております。

以上です。

議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

5番（野澤良治君） 都市計画課の方が移転してくるとのことなんですけれども、都市計画課の職員の人数、何人かちょっとお答えしていただきたいのと、あと、坪数でいくと100坪ぐらいになる……。

〔「40坪」と呼ぶ者あり〕

5番（野澤良治君） 40坪というと結構大きい箱物になると思うんですけれども、都市計画課の職員の人数と同等の大きさとして、ちょっと私は大き過ぎるんじゃないかなということと、費用の面で、プレハブで施工するということであれば、もう少し金額的にも抑えられるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺ちょっとお聞かせ願います。

議長（廣瀬 裕君） 小川総務課長。

総務課長（小川輝文君） 都市整備の方で現在動いてくるというのは、下水道と水道の部門を除いた職員がこちらへ帰ってくると。震災のときとか、あるいは道路関係でも、長竿の向こうの水道事務所にありますよということで、ちょっと不都合ができていまして、震災のときも、こちらにいた方が都合がよかったということもありまして、そういう部分で建築を予定しております。

あと、金額的には、あくまで見積もりをとった段階なんで、最終的には落ちていくのではないかと思います。それも見積もりだけの予算要求ということです。

議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

5番（野澤良治君） 今課長の方から答弁あったんですけれども、まだ人数的なもの、何人ぐらいがこちらに、新しい第2庁舎の方に移ってきて、どういうことやるのかというのが、まだお答えしていなかった部分があるんですけれども、その辺も、もう一回、答弁。

議長（廣瀬 裕君） 石山都市整備課長。

都市整備課長（石山正光君） それでは、移ってくる人数についてお答えします。

建設グループというのが今5人ありまして、その建設グループの5名と、あと、環境関係のグループ2人おります、7人。それと、課長の席です。そうすると、8人。それと、あと、仕事柄、図面関係を広げるスペースが必要ですので、そういうのを含めました広さだと思います。

以上です。

議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） 今の野澤議員の質問に引き続き、ちょっと質問させていただきます。

この分庁舎は、やっぱり一般会計から支出されて、補助金というのではないわけでしょう

か。

それと、不都合があったということですが、どういう不都合があったのか、もう少し、ちょっと詳しくお聞かせ願いたいと思います。

議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） ただいまの質問の中の補助金のお話について、今、一般財源で対応させていただいております。ただ、今これから、防災を踏まえた河内町のこの前の一般会計補正予算概要説明のときに、私も、ちょっとご説明は申し上げたところなのですが、防災の拠点は役場、ここが防災の拠点になります。そういった意味で、道路であるとか、環境の部分であるとかっていうものが、一つのところで対応することによってスムーズな防災行政ができるというような観点から、今進めていこうというような計画だと思っております。

それで、お金につきましては、今町長が、ちょうど振興協会という協会の理事長をやっております、宝くじ関係の。そちらの方から、防災関係で一応1市町村当たり3,000万円ほどの支出をしようというような予定でございます。そういったものが、もし入ってくれば、この経費の方に充てたいなと考えております。

以上です。

議長（廣瀬 裕君） 小川総務課長。

総務課長（小川輝文君） この庁舎も耐震化ができて、不都合と言ったのは私のちょっと言葉が足りなかったですが、都市整備課長以下、こっち、道路関係も、先ほど秋山課長の方からもありましたが、こちらにいて震災に強いまちづくりという観点から増設したいということでございます。

議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） 町の財政、ちょっと逼迫しておりますので、できればこの庁舎の2階の方もあいていきますので、そちらの方を使えないかなと私は考えたものですから、そちらの方はどうかと、検討はなされたのかどうかお聞きしたいのと。

また、ちょっと、それとは別に、8ページの老人福祉の方で地域支え合い体制づくり事業と書いてありますけれども、これはどういうことをやるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（廣瀬 裕君） 小川総務課長。

総務課長（小川輝文君） 会議室関係で入れないかということなんですが、日によっては目いっぱいなこともありまして、ちょっと施設的に、道路関係もありますし、環境関係もあるんで、無理ではないかと思っております。

以上です。

議長（廣瀬 裕君） 沼崎福祉課長。

福祉課長（沼崎 繁君） それでは、地域支え合い体制づくり事業についてなんですけ

れども、これは、補助率が10分の10の事業でございます、地域支え合い体制づくり事業ということで、いろいろな項目がありまして、今回は、その中の地域交流拠点整備事業というような名称で実施を予定しております。

内容につきましては、施設に入所する高齢者と在宅で生活する高齢者が交流する拠点の場を、社会福祉法人である特別養護老人ホーム等で新たに整備することによって、在宅でいる高齢者の方を支える事業、これが、この事業です。補助率は10分の10で、全額県補助としてお金が町に入ってきます。

以上です。

議長（廣瀬 裕君） 2番雑賀正光君。

2番（雑賀正光君） また先ほどに戻りますけれども、7ページになりますけれども、庁舎をこっちへ新しくつくるといふんですけれども、緊急性というのがあるんですか。さっき町長さんの方から、3,000万円、先ほど出るんじゃないかという話あったでしょう。それは、まだ確定していないんでしょう。

町長（野高貴雄君） 確定している。

2番（雑賀正光君） 確定しているの。

町長（野高貴雄君） この間、理事会と協議会で全部話しているんで。

2番（雑賀正光君） それ、いただけるのは、早くいただく分にはいいと思うんです。ただ、この庁舎に関して、これだけこっちに持ってきて、今向こうでやっている横の連携というのか、その辺も含めて、緊急性があるのかなということをちょっと私聞きたいんです。緊急性が実際あるのか。

町長（野高貴雄君） 緊急性というんじゃないでしょう、利便性だ。

2番（雑賀正光君） 利便性。

町長（野高貴雄君） じゃ、答えましょう。

この間の要するに防災の際も行ったり来たりしたんだよね、向こうとこっちで。それで、現実的には向こうも狭いんです。やっとぐらいなところで今入っているんだけど、もともとは水道課があったところなんです。もっと本当は増幅してということだったんだけど、いろいろ、そういうものを含めたときには、やはり一番防災等に対しては大事なあれなので、こちらへ持ってきたらいいだろうということが庁議等でもいろいろ図られて、それならば、本来は2階建てぐらいでもっと全部来ちゃうような話だったんですが、それには費用が非常にかかるんで、とりあえず今向こうにある第2分庁舎のような形式でこちらにつくって、大体、都市計も含めて一本化していこうということで決定した。緊急性とか、そういうこと、利便性だな、一番は。町民が使いやすくして利便性が一番いいだろう。あっち行って、こっち行って、あっちへ行ってというのは、非常に不都合があるというようなことで、いろいろな、そういう苦情も出ていましたので、そういうことにしようということ。

以上です。

議長（廣瀬 裕君） 2番雑賀正光君。

2番（雑賀正光君） ご説明、非常にわかりやすいんですけども、やはりお金というのは、やっぱり有効に使ってお金ですから、本当に入ったお金をよく考えた上で執行してもらおうというのが。普通、だって、当初予算に出てくるんならいいけれども、これ補正に出てきたということは、やっぱり何か緊急性が、早急にやらなきゃいけないことでの補正でしょうから、これは。ですから、そういう意味では、もう少し再考する必要があるんじゃないかというふうに、ちょっと私は考えているんですけども。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） 当初予算で何で出てこないかという、当初予算の策定するときには限度があるので、削るだけ削って、それで、後で交付金等々もあるから、じゃ、こういう事業は、ちょっと補正で対応しよう。最初から予算、全部でバツと組めればいいんだけども、入ってくる額と今ある税収の中での組む予算の措置するときには、ちょっと目いっぱい予算措置するしかない。あとは、補正額決定していませんから、補正というより交付税額が。そういうものを踏まえたときに、今度は財源が確定したら、じゃ、この事業っていう事業も随分あるんです。そういうことが一つ予算措置の中でのあれで、初めから組めばいいというの、初めから組むには枠がちょっと当てにならないということだったんです。

以上です。

議長（廣瀬 裕君） 2番雑賀正光君。

2番（雑賀正光君） 私も、何回も同じこと聞いて申しわけないですけども、ですから、例えば緊急性がないのであれば、また来年の予算に組むとか、要はよく考えて、先ほど町長も言ったように、防災であれば、もっと……。逆に小さい部分じゃなくて、もっと大きなものでしっかりしたものをつくるということも考えなきゃいけないと思います。だから、金が入ったから、それでつくっちゃおうじゃなくて、どうせやるのであれば、いいものを、しっかりしたものを、本当に防災上必要なものをよく検討して、その上でやるという方法もあるんです。ですから、どうせやるのであれば、下、車庫にして、上につくるとか、幾らでも方法あります。だから、後ろだって修繕大変な時期ですから、だから、そういうことも……。

町長（野高貴雄君） 予算措置上の問題で、銭入ったからやるんじゃなくて、計画は前からしていた。去年から、前からして……。

議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

町長（野高貴雄君） すぐ、銭入ったからやるというんじゃなくて……。

企画財務課長（秋山 豊君） 今、雑賀議員のご質問なんですけど、予算そのものは、議員さんもお存じのとおり、歳入があって歳出を出すという形で編成をしております。歳入

は、できるだけ絞った形で歳入をつくります。歳出は、できるだけ多く住民の皆様方に利用できるように形をつくっているところでございます。ただ今回、交付税やら、そういったものも、ある程度確定いたしましたので、そういった意味で、今防災というようなお話、防災は、どんなときでも防災なんです。ですから、あの都市整備課がこちらに来ることによって、スムーズな行政ができてくるということが大事なことなんでしょうと思います。

あと、今、都市整備課、水道事務所の方というのは2階建てになっている。お客様が来ても、2階に上がらないと、どうにもならないような状況下だということも踏まえながら、ことしの当初予算で実は出ていたものなんです、私どもの方で、これはちょっと予算つく上、ちょっと難しいんで、確定してから補正予算の方で対応していただけないかなというようなお話もしておりましたので、そういった意味で、ご理解をいただきたいと考えております。

以上です。

町長（野高貴雄君） 銭もらったからやったんじゃないんだ。

議長（廣瀬 裕君） 2番雑賀正光君。

2番（雑賀正光君） 何度も申しわけない。あと、11ページなんですけれども、道路、これはどこの道路を新設改良、あと、土地の購入、これは場所どの辺なんですか。

議長（廣瀬 裕君） 石山都市整備課長。

都市整備課長（石山正光君） お答えします。

今回、道路維持費で1,500万円、工事費ですけれども、あと、道路新設改良費で1,500万円、合計3,000万円なんです、当初予算でも同じく1,500万円ずつ合計3,000万円で予算措置いたしまして、先ほど町長がおっしゃいましたような予算の組み方の関係上、当初予算では6,000万円組めません、前期と後期に分けて措置したということでございます。

それで、どこを具体的にやるかということではなくて、その6,000万円の中で、要望のあったところ、補修しなければいけないところを、修繕しなければいけないところを順次していくというようなことです。

2番（雑賀正光君） いいですか。

議長（廣瀬 裕君） 質疑は3回までになっております。

2番（雑賀正光君） 3回……。

議長（廣瀬 裕君） 4回目を認めましたので。

質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 平成24年度河内町一般会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり可決することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程 5、議案第 3 号 平成24年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

議案第 3 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 平成24年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)につて、原案のとおり可決することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程 6、議案第 4 号 平成24年度河内町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

議案第 4 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 4 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号 平成24年度河内町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり可決することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程 7、議案第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

議案第 5 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、原案のとおり可決することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程8、議案第6号 河内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 河内町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意いたすことに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後零時08分休憩

午後零時09分開議

議長（廣瀬 裕君） 再開いたします。

ただいま教育委員会委員の任命について同意いたしました根本幹朗君に、ごあいさつをお願いいたします。

登壇願います。

〔教育委員会委員根本幹朗君登壇〕

教育委員会委員（根本幹朗君） ただいまご紹介あずかりました根本幹朗です。

本日は、教育委員2期目をご承認いただきまして、ありがとうございました。1期目以上に、皆様のご協力をいただきまして頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願います。

ありがとうございました。（拍手）

〔「頑張れよ」と呼ぶ者あり〕

教育委員会委員（根本幹朗君） ありがとうございます。1時間以上待ちました。頑張ります。

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

午後零時10分休憩

午後零時10分開議

議長（廣瀬 裕君） 再開いたします。

議長（廣瀬 裕君） 日程9、議案第7号 河内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 河内町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意いたすことに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後零時11分休憩

午後零時11分開議

議長（廣瀬 裕君） 再開いたします。

ただいま教育委員会委員の任命について同意いたしました宮本栄子さんに、ごあいさつをお願いいたします。

登壇願います。

〔教育委員会委員宮本栄子君登壇〕

教育委員会委員（宮本栄子君） ただいまご紹介いただきました宮本栄子です。よろしくをお願いいたします。

教育委員へのご承認ありがとうございます。たくさん勉強させていただいて、これから一生懸命頑張らせていただきますので、皆様よろしくをお願いいたします。（拍手）

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

午後零時12分休憩

午後零時 12 分開議

議長（廣瀬 裕君） 再開いたします。

議長（廣瀬 裕君） 本日提出されました日程10につきまして、審議に入るに当たり、執行部より提出案件の説明を求めます。

野高町長。

〔町長野高貴雄君登壇〕

町長（野高貴雄君） 議案第13号 河内町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本件は、河内町教育委員会委員として、新たに篠崎陽子氏を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得たく提案するものであります。

以上、議案1件について、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

提出案件の説明は終わりました。

議長（廣瀬 裕君） 日程10、議案第13号 河内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第13号の質疑を求めます。

9番牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） ちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほど根本さんとか宮本さんが選ばれましたけれども、これは、どういう枠で入ったのか、ちょっとそれをお聞きしたいのと、今度、篠崎さんは、だれのかわりに入るのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（廣瀬 裕君） 小川総務課長。

総務課長（小川輝文君） だれのかわりということはないんですが、宮本栄子さんに関しましては、欠員の教育委員さんの部分です。あと、今度の篠崎さんについては、一応、任期満了の委員さんの後継ということなんですが。

議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） 先ほど再任されました根本幹朗さんは、最初入ったときは、何か保護者枠で入ってきたと記憶しておりますけれども、今度やはりそういう県からの通知か何かありまして、そういう枠で入ってきたのかどうかという、もう一つ、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（廣瀬 裕君） 小川総務課長。

総務課長（小川輝文君） 教育委員さんの中に保護者から選任するという地方教育行政

の組織及び運営に関する法律の第4条第4項の中に、委員さんの中には保護者がいるということが条項がありまして、その部分で、今回、女性委員の登用もありますが、2人の登用ということです。あと、開かれた教育委員会を目指すということで若返りの部分もあると思いますが、教育委員の中に保護者枠があるのは確かですが、人数とか、そういう制限はございません。

議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） そうすると、宮本さんと篠崎さんは、その保護者枠で今回選ばれたという認識でよろしいんですね。

町長（野高貴雄君） はい。やめましょう。

9番（牧山龍雄君） まだ、もうちょっとあるんです。

それと、根本幹朗さんが、保護者枠で入ったんですけれども、子供さんが学校を卒業されまして保護者枠が抜けました。でも、やはり本人の辞退届がなければ、ずっと続けられるという、そういう認識でよろしいのでしょうかどうか。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） そういう枠組みの中で選んでいるわけではありません。河内町の教育行政の中に最たる人物ということで選んでいるわけです。先ほど総務課長の話の中では、保護者の中からもお1人出していただいた方がいいのではないかというような指導要綱ございます。ですから、きょう選ばれた人たちは全員、教育委員会委員として最適任者ということで提案したわけでございますので、保護者枠にとらわれてとか、そういうことは一切ございません。河内町教育行政の発展のためのすばらしい人たちということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

9番（牧山龍雄君） 済みません。

議長（廣瀬 裕君） 質疑3回までです。

9番（牧山龍雄君） ちょっと何か誤解を受けないように、私は別に反対しているわけじゃなくて、どういう経緯で入っているかを、ちょっと、それ聞きたかったものですから、済みません。

町長（野高貴雄君） そういうことで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（廣瀬 裕君） 石山教育長。

教育長（石山 暁君） 原則的に教育委員は5名なんですけれども、都市と県によっては、もしかしたら6名います。町村に関しては3名以上というような縛りがあります。その中で、20年4月1日施行をもって、教育委員の中には1名の保護者を入れる義務があるというような項目が出ましたものですから、そういうことで総務課の方でもって、こういうふうなことになったということです。

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 河内町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意いたすことに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後零時 18分休憩

午後零時 18分開議

議長（廣瀬 裕君） 再開いたします。

ただいま教育委員会委員の任命について同意いたしました篠崎陽子さんに、ごあいさつをお願いいたします。

登壇願います。

〔教育委員会委員篠崎陽子君登壇〕

教育委員会委員（篠崎陽子君） ただいまご紹介いただきました篠崎陽子と申します。

このような大役を仰せつかりまして、責任の重大さを痛感いたしております。私のような非才で経験の少ない者ですが、皆様の少しでもお役に立てますよう、河内町の子供たち一人一人の幸せのために誠心誠意努めさせていただきたいと思っております。どうか皆様のご支援とご指導を賜りますよう、心から、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

午後零時 19分休憩

午後零時 19分開議

議長（廣瀬 裕君） 再開いたします。

議長（廣瀬 裕君） 日程11、認定第1号並びに認定第2号を一括して議題といたします。

この件につきましては、9月5日の本会議において各常任委員会に付託いたしました平成23年度河内町各会計決算の認定でございます。

ここで、各常任委員会より審査の結果について報告をお願いします。

初めに、総務経済常任委員会から審査結果の報告をお願いいたします。

牧山総務経済常任副委員長、登壇願います。

〔総務経済常任副委員長牧山龍雄君登壇〕

総務経済常任副委員長（牧山龍雄君） それでは、総務経済常任委員会から審査報告をいたします。

委員長が腰痛のため出てこられませんので、代理とさせていただきます。

去る9月5日開催されました平成24年第3回河内町議会定例会におきまして、総務経済常任委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告申し上げます。

認定第1号 平成23年度河内町一般会計の歳入歳出決算のうち、総務経済常任委員会所管事項、平成23年度河内町下水道事業特別会計の歳入歳出決算並びに認定第2号にかかわる平成23年度河内町水道事業会計決算について、9月5日午後12時半より午後4時45分まで委員会を開き、担当課長の出席を求め慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は原案のとおり異議なく可決認定するべきものと決しました。

以上、本委員会の決定に対し、各位のご賛同をお願い申し上げます。報告を終わります。

平成24年9月11日

総務経済常任副委員長 牧山龍雄

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

次に、教育厚生常任委員長から審査結果の報告を求めます。

星野教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員長星野初英君登壇〕

教育厚生常任委員長（星野初英君） 教育厚生常任委員会審査報告をいたします。

去る9月5日に開催されました平成24年第3回河内町議会定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告申し上げます。

認定第1号に係る平成23年度河内町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算のうち、教育厚生常任委員会所管事項について、9月5日午後12時30分より午後5時40分まで委員会を開催し、各担当課長の出席を求め慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は原案のとおり異議なく可決認定すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会の決定に対し、各位のご賛同をお願い申し上げます。報告を終わります。

平成24年9月11日

教育厚生常任委員長 星野初英

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

各常任委員会の報告は終わりました。

認定第1号並びに認定第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

認定第1号並びに認定第2号につきましては、各常任委員会の審査結果のとおり認定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成23年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定、平成23年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、平成23年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、平成23年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、平成23年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定、平成23年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、並びに認定第2号 平成23年度河内町水道事業会計決算の認定、以上を認定いたすことに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程12、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、去る9月5日、所管の教育厚生常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

星野教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員長星野初英君登壇〕

教育厚生常任委員長（星野初英君） 教育厚生常任委員会審査報告をいたします。

去る9月5日に開催されました平成24年第3回河内町議会定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました請願第1号 教育予算の拡充を求める請願につきまして、審査の経過と結果のご報告を申し上げます。

審査に当たり、紹介議員である雑賀 茂議員より今回の請願についてご説明をいただきました。

協議いたしましたところ、教育関係者の方々は一生涯懸命やっております。請願には38名の署名があり、その意志を大切にしていきたい。もっと、充実した教育を受けるためには予算が必要との意見が出ました。

採決に入り、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し、各位のご賛同をお願い申し上げまして報告を終わります。

平成24年9月11日

教育厚生常任委員長 星野初英

議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

以上で、委員長の報告は終わりました。

請願第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択に決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程13、議員提出議案第1号 教育予算の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明につきましては、会議規則第39条の2項の規定により省略いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、提出案件の説明につきましては省略いたすことに決しました。

議員提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号 教育予算の拡充を求める意見書について原案のとおり可決することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程14、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管の事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の審査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長(廣瀬 裕君) 日程15、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。
各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の事務調査の件について、閉会中の事務調査の申し出がありました。
お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(廣瀬 裕君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり閉会中の事務調査とすることに決しました。

議長(廣瀬 裕君) 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。
これにて平成24年第3回河内町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後零時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員